

死因究明等推進計画の推進状況（死因究明等に関し講ずべき施策（9項目）） （令和8年5月末現在）

1 死因究明等に係る人材の育成等

検案医

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師の検案能力の向上を目的とした「**死体検案研修会**」を実施
【修了者数】R6年度：630人（基礎）、61人（上級）
R7年度：553人（基礎）、87人（上級）

CT等

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力向上等を目的とした「**死亡時画像診断研修会**」を実施
【修了者数】R6年度：584人（医師）、622人（診療放射線技師）
R7年度：599人（医師）、780人（診療放射線技師）

検視官等

- 警察及び海上保安庁において、検視官・鑑識官を対象とした研修や都道府県警察と都道府県医師会による合同研修会等（※）を実施
※【開催実績】R6年度：86回、R7年度：125回

2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

大学

- 文部科学省において、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援（基礎研究医養成活性化プログラム等）

3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会

- 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の開催等を促進
【地方協議会を設置した都道府県数】
R5年2月末時点：47都道府県（令和7年度末時点も同じ）

解剖等拠点

- 厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における解剖・検案体制の構築を推進
【実施状況】
R6年度：2都道府県1大学、R7年度：1都道府県3大学

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

解剖

- 警察及び海上保安庁において、必要な**解剖**を確実に実施
【解剖件数】R6年：司法解剖10,639件、調査法解剖3,535件
R7年：司法解剖10,551件、調査法解剖3,907件

検視

- 警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる**映像伝送装置**の整備・活用を推進

鑑識

- 海上保安庁において、検視等を担当する**鑑識官を配置**
【鑑識官配置海上保安部署数】R6年度：100部署、R7年度：99部署

5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

解剖等費用

- 厚生労働省において、**異状死死因究明支援事業**により、都道府県が実施する解剖等の実施に財政支援
【補助件数】R6年度：40都道府県、R7年度：39都道府県

解剖室CT室等

- 厚生労働省において、**死亡時画像診断システム等整備事業**により、死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に財政支援
【補助件数】R6年度：10都道府県、R7年度：14都道府県

6 死因究明のための死体の科学調査の活用

検査拠点

- 厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における薬毒物検査の体制構築を推進
【実施状況】R6年度：1大学（旭川医科大学）、R7年度：1大学（大阪大学）

薬毒物CT

- 警察及び海上保安庁において、必要な**薬毒物検査**や**死亡時画像診断**を確実に実施
【薬毒物検査実施件数】
R6年：19万1,256件、R7年：19万3,257件
【死亡時画像診断実施件数】
R6年：2万418件、R7年：2万105件

7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

9 情報の適切な管理

DNA等

- 警察において、DNA型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認を行う「**身元確認照会システム**」を適正かつ効果的に運用
【身元不明死体の身元確認件数】R6年：132件、R7年：118件

CDR

- 子ども家庭庁において、CDR（Child Death Review：予防のための子どもの死亡検証）の体制整備に向け、「**予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業**」を実施
【実施自治体数】R6年度：10都道府県、R7年度：10都道府県

情報管理

- 関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知